

2025年4月1日から入院時の食事療養費の負担額が変わります

令和7年4月1日から診療報酬が改定され、全ての医療機関で食事療養費が下表の金額となります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和6年6月から	令和7年4月から
義務教育就学後～ 69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食 490円 (1日3食1,470円)	1食 510円 (1日3食1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円 (1日3食690円)	1食 240円 (1日3食720円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食330円)	1食 110円 (1日3食330円)

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：**午前7時30分**、昼食：**午後12時**、夕食：**午後6時以降**）適温で提供しています。

公益社団法人地域医療振興協会
有田市立病院